

議案第2号

守口市水道条例に基づく水道料金等に係る債権の放棄について

守口市水道条例に基づく水道料金等に係る債権を、次のとおり放棄する。

平成29年2月21日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

年 度	債 権 の 種 類	放 棄 する 債 権 の 額	件 数	理 由 等
平成3年度	給水装置工事費	214,273 円	42 件	民法第170条第2号に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
平成4年度		295,202 円	40 件	
平成5年度		127,394 円	24 件	
平成6年度		145,527 円	28 件	
平成7年度		168,453 円	23 件	
平成8年度		328,414 円	29 件	
平成9年度		503,569 円	29 件	
平成10年度	水道料金 (給水料金及び メーター料)	54,948 円	26 件	民法第173条第1号に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
	給水装置工事費	234,556 円	34 件	民法第170条第2号に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
平成11年度	水道料金 (給水料金及び メーター料)	3,686,218 円	1,060 件	民法第173条第1号に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
	給水装置工事費	59,976 円	11 件	民法第170条第2号に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
平成12年度	水道料金 (給水料金及び メーター料)	18,517,733 円	5,042 件	民法第173条第1号に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
	給水装置工事費	238,983 円	19 件	民法第170条第2号に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
平成13年度	水道料金 (給水料金及び メーター料)	18,005,979 円	5,048 件	民法第173条第1号に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
	給水装置工事費	154,151 円	12 件	民法第170条第2号に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの

年 度	債 権 の 種 類	放 棄 する 債 権 の 額	件 数	理 由 等
平成14年度	水道料金 (給水料金及び メーター料)	16,425,962 円	4,640 件	民法第173条第1号に 規定する消滅時効 期間を経過した ことによるもの
	給水装置工事費	519,376 円	32 件	民法第170条第2号に 規定する消滅時効 期間を経過した ことによるもの
平成15年度	水道料金 (給水料金及び メーター料)	13,712,674 円	3,849 件	民法第173条第1号に 規定する消滅時効 期間を経過した ことによるもの
	給水装置工事費	466,554 円	13 件	民法第170条第2号に 規定する消滅時効 期間を経過した ことによるもの
平成16年度	水道料金 (給水料金及び メーター料)	10,467,531 円	3,153 件	民法第173条第1号に 規定する消滅時効 期間を経過した ことによるもの
	給水装置工事費	245,819 円	14 件	民法第170条第2号に 規定する消滅時効 期間を経過した ことによるもの
平成17年度	水道料金 (給水料金及び メーター料)	7,564,369 円	2,335 件	民法第173条第1号に 規定する消滅時効 期間を経過した ことによるもの
	給水装置工事費	210,154 円	15 件	民法第170条第2号に 規定する消滅時効 期間を経過した ことによるもの
平成18年度	水道料金 (給水料金及び メーター料)	6,763,146 円	2,203 件	民法第173条第1号に 規定する消滅時効 期間を経過した ことによるもの
	給水装置工事費	117,979 円	7 件	民法第170条第2号に 規定する消滅時効 期間を経過した ことによるもの
平成19年度	水道料金 (給水料金及び メーター料)	5,549,197 円	1,828 件	民法第173条第1号に 規定する消滅時効 期間を経過した ことによるもの
	給水装置工事費	76,349 円	13 件	民法第170条第2号に 規定する消滅時効 期間を経過した ことによるもの

年 度	債 権 の 種 類	放 棄 する 債 権 の 額	件 数	理 由 等
平成20年度	水道料金 (給水料金及び メーター料)	5,598,997 円	1,833 件	民法第173条第1号に 規定する消滅時効 期間を経過した ことによるもの
	給水装置工事費	72,483 円	13 件	民法第170条第2号に 規定する消滅時効 期間を経過した ことによるもの
平成21年度	水道料金 (給水料金及び メーター料)	4,786,513 円	1,674 件	民法第173条第1号に 規定する消滅時効 期間を経過した ことによるもの
	給水装置工事費	146,533 円	9 件	民法第170条第2号に 規定する消滅時効 期間を経過した ことによるもの
平成22年度	水道料金 (給水料金及び メーター料)	4,429,160 円	1,548 件	民法第173条第1号に 規定する消滅時効 期間を経過した ことによるもの
	給水装置工事費	159,340 円	9 件	民法第170条第2号に 規定する消滅時効 期間を経過した ことによるもの
平成23年度	水道料金 (給水料金及び メーター料)	1,999,413 円	751 件	民法第173条第1号に 規定する消滅時効 期間を経過した ことによるもの
	給水装置工事費	9,628 円	1 件	民法第170条第2号に 規定する消滅時効 期間を経過した ことによるもの
平成24年度	給水装置工事費	3,384 円	1 件	民法第170条第2号に 規定する消滅時効 期間を経過した ことによるもの
合 計		122,059,937 円	35,408 件	